

令和 6 年 6 月 16 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K12442

研究課題名（和文）地域住民の生計維持・権利の保障と森林保全が実現可能な慣習林政策の検討

研究課題名（英文）Exploring customary forest policies, realizing the maintenance of local people's livelihoods, guarantee of their rights, and forest conservation

研究代表者

原田 一宏（Harada, Kazuhiro）

名古屋大学・生命農学研究科・教授

研究者番号：00372087

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：ブータンでは、慣習林は長年に渡り住民が落葉を採集する場として管理・利用されてきたが、国による法制度を見てみると、1969年の森林法、1995年の森林および自然保全法、2007年の土地法によって、落葉採集林に対する住民の権利が目まぐるしく変化し、政府と住民の間に落葉採集林の権利をめぐる、管理があることが明らかとなった。一方、インドネシアでは、住民が慣習林を保全したり、慣習林に植栽された樹木からの樹液を代々採集したりして、慣習林が住民にとって重要な役割を果たしていた。法制度を見てみると、2013年に憲法裁判所で、2015年には権利林に関する大臣規則が制定され、慣習林の権利が認められるようになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究はブータンとインドネシアを事例として、慣習林のあり方について法的・制度的観点から研究したものである。本研究は2国の事例を取り扱ったに過ぎないが、他の途上国においても慣習林をめぐる同様の課題があり、本研究で得た成果は他国にも援用することができる。また、国の法制度により、住民の慣習林に対する権利状況を明確にし、研究成果に基づいた課題解決策を提示することは、住民による持続的な森林管理を促進し、森林保全や気候変動緩和といったグローバルな地球環境保全にも寄与するものである。

研究成果の概要（英文）：In Bhutan, customary forests have long been managed and used by residents as a place to collect deciduous leaves, but a look at the legal system by the state reveals that the Forest Act of 1969, the Forest and Nature Conservation Act of 1995, and the Land Act of 2007 have brought about a dizzying change in residents' rights over deciduous collection forests and that the government and the residents it became clear that there is management over the rights of deciduous-gathering forests. On the other hand, in Indonesia, customary forests played an important role for residents, as residents conserved customary forests and collected sap from trees planted in customary forests for generations. Looking at the legal system, customary forest rights were recognized by the Constitutional Court in 2013 and by the Ministerial Regulation on Rights Forest in 2015.

Translated with DeepL.com (free version)

研究分野：森林政策学

キーワード：インドネシア ブータン 森林政策 生計 権利 落葉採集林 ソクシン 慣習林

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究開始時は、対象国のインドネシアとブータンの調査を実施する計画をしていた。両国ともに政情も安定しており、また申請者を受け入れてくれるカウンターパートとの連絡を密にしていた。そのため、特に問題なく、1年間のフィールド調査を主体とした研究計画を遂行する準備を整えることができた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、住民による慣習林管理・利用の実態を把握したうえで、政府による森林政策における、慣習林の位置づけを明確にすることにより、慣習林が住民に必要な食料や財を安定的に提供し、なおかつ、持続的な森林保全を実現できる慣習林の政策・制度的要因を解明することである。慣習林の実態、慣習林が抱えている問題を把握するために、グローバル(国際:国際レベルでの慣習林や住民の権利に関する議論)、ナショナル(国内:国内の森林政策における慣習林の位置づけ)、ローカル(地域:地域での伝統知に基づいた持続的な慣習林管理)という3つのスケールにおいて、政府、住民、関連 NGO という異なるアクターの慣習林への関与を相互に関連させる。

3. 研究の方法

国際機関発行の報告書やガイドラインなどを参考にして、分析を行った。

環境や林業に関わる省庁にて調査を実施した。各省庁にて、担当者から関連する法制度についての情報を収集し、さらに、法制度の適用状況について聞き取りを行った。また、地元 NGO にも政府に対する意見も聞いた。

住民による慣習林の管理・利用について聞き取りを実施した。また、対象地から数村を抽出し、質問票を用いて森林からの収入や利用頻度などの世帯調査も実施した。

4. 研究成果

本研究では、主としてインドネシアとブータンを対象に、研究成果の一部を報告する。

1. インドネシア

(1) インドネシアの慣習林の現状

まずは、インドネシアにおける政府の慣習林への対応について説明する。2013年に、憲法裁判所において慣習林に関する判決(Putusan Mahkamah Konstitusi No.35, 2012)が下された。この判決はインドネシアの森林における慣習林の位置づけを大きく変えるきっかけとなった。地元 NGO である AMAN (Aliansi Masyarakat Adat Nusantara) 16)と、スマトラ島リアウ州およびジャワ島バンテン州の地域住民が原告となり、1999年の新林業法において住民に慣習林の所有権が与えられていないことが不服であるとして、地域住民は政府を相手取って訴訟を起こした。裁判の結果、原告の主張が受け入れられ、慣習林は国有林には属さず、権利林の一つとして位置づけられ、さらには、1999年の新林業法で規定されていた個人や団体に加えて、慣習共同体も慣習林の権利を主張することが可能となった。また、慣習共同体の権利を承認し保護するために、地方政府の法律を含め、関連する法令を参照することが定められた。この判決により、土地や森林をめぐるこれまでの紛争が軽減されることが期待された。

2015年7月には、憲法裁判所の判決を受けて、権利林に関する大臣規則(Peraturan Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan Republik Indonesia No. P.32 tentang Hutan Hak)が制定され、慣習林の位置づけが変更された。すなわち、1999年新林業法で国有林内に位置づけられていた慣習林が権利林に区分された。これにより、慣習林は、個人もしくは団体の所有する森林とともに権利林に位置づけられた。もっとも、この憲法裁判所の判決以前の2005年に権利林付与に関する大臣規則(Peraturan Menteri Kehutanan No. P.26, 2005 tentang Pedoman Pemannfaatan Hutan Hak)が発行されており、権利林は所有権、利用権に関する証書のある土地に対して与えられ、また権利林の機能は、保安・保全・生産であることが明記されていた。また、県知事が権利林を法律で制定することができ、さらに、その権利林が保安・保全・生産といった機能を有すると中央政府が判断した場合には、1999年の新林業法によって規定されている森林区域に指定できる旨が記載されていた

2015年の権利林に関する大臣規則の発行により、2005年の権利林付与に関する大臣規則に代わって、2015年の大臣規則が森林の権利に関して適用されることになった。2005年の法律で記載されていた、地方政府による慣習林の承認や、慣習権の保証に関する法律策定のための規則などは2015年の大臣規則に受け継がれ、現在では2015年の権利林に関する大臣規則が慣習林に関する有効な法令となった。

2015年から2019年にかけてのインドネシア国家中期開発計画(Rencana Tata Ruang Wilayah Nasional: RTRWN)によると、インドネシア政府は1270万ヘクタール森林を対象に、社会林業プログラムを実施し地域住民の権利を与える計画をしており、社会林業の対象となる森林には、コミュニティ林、村落林、住民植林に加えて、慣習林も含まれている(Jakarta Post

2015)。慣習林が社会林業プログラムの対象となるためには、慣習共同体の権利が地方政府の法律によって承認される必要がある。2016 年末の時点で、インドネシア全土で、中央政府によって認められた慣習林は9か所、13,097haである(Sekretariat Kabinet Republik Indonesia 2016)。

ジャンビ州のムランギン県とクリンチ県は、1990 年代のはじめに慣習林の存在が地方政府によって認知された県である。クリンチ県では、1992 年から 2013 年にかけて計 8 か所の慣習林が県知事決定書によって登録された(大田・御田 2008)。本研究では、クリンチ県にある 8 か所の慣習林のうち、1990 年初頭に登録された慣習林(ヒアン慣習林)と、2010 年以降に登録された慣習林(クマンタン慣習林)を取り上げ、地方政府による慣習林認定の経緯や、慣習林の組織、慣習林と地域住民とのかかわり、中央政府による慣習林認定の経緯について明らかにした。

クリンチ県の慣習林の一部には生産林も含まれるが、その大部分は国有林外、すなわち森林区域外にある。そのため、地方森林局によって管轄され、行政的には、その他の地域(Areal Penggunaan Lain, APL)に位置づけられている。また、クリンチ県のいくつかの慣習林は、1999 年の新林業法が制定される以前に、地方政府にその存在が認められた。そういう意味では、前章まででみたような、2015 年の権利林に関する大臣規則に基づき、国有林内にある慣習林の存在を、中央政府によって承認してもらおうという事例とは異なる(19)。しかし、クリンチ県の事例は県知事の決定書をもとに、2015 年の権利林に関する大臣規則にそって、慣習林がどのような経緯を経て、どのように国に承認されるかを理解するうえでの 1 つのモデルとなる。クリンチ県の慣習林は、代々この地域に居住してきた住民の生活用水を供給し、水田や焼畑に水を供給する貴重な存在であった。また慣習林は、約 38 万 km² あるクリンチ県の面積の約半分を占めるクリンチスプラット国立公園に隣接しており、国立公園のバッファゾーンとして国立公園の生態系を保全する役割も担っていた。

(2) 国立公園とシナモンを栽培する人々

クリンチ県は県の中心部がバリサン山脈に囲まれた盆地となっており、北部にはバリサン山脈最高峰のクリンチ山(3805メートル)がそびえ、県の中心にはクリンチ湖が存在する。近くを赤道が通る熱帯地域ではあるが、県の大半が標高 1000メートル以上に位置し、年間の平均気温は 23℃と一年を通して過ごしやすい気候である。肥沃な土地であることから農業に適しているため、県の労働力人口のうち約 62%が農家である(BPS Kabupaten Kerinci 2018)。

クリンチ県でのシナモンの栽培は、オランダ植民地政府が道路の整備を進め、人口が増え始めた 1920 年代にさかのぼる(Suyanto et al. 2007)。人々は初めシナモン栽培のために焼畑休耕地を利用していましたが、栽培量が増えるにつれ肥沃な土地を求めて熱帯林を開拓していった。価格高騰の影響もあり、1960 年代には 6000 ヘクタールあったクリンチ県におけるシナモンの栽培面積は、国立公園が設定される 1990 年あたりには 4 万 2000 ヘクタールまで拡大した(Powell et al. 2008)。クリンチ県統計局の資料によると、2017 年のシナモン栽培農家数は 1 万 2733 世帯で、生産量は 5 万 3634 トンである(BPS Kabupaten Kerinci 2018)。

本研究で対象となる RP 地区もシナモンの生産地の 1 つである。RP 地区は、クリンチ県の中心地から、所々未舗装の険しい山道を車で約 2 時間走ったところであり、国立公園に囲まれた、国有林の 1 つである生産林区域内にある。RP 地区の人々は、もともとクリンチ県の中心地で、国立公園に隣接した村に 1800 年代から居住していた人々である。村では、住民は代々水田や焼畑のために森林を開拓し、一方で水源や生態系を保持するために、村として代々慣習的に守る森林、いわゆる慣習林を維持管理し、住民が慣習林を違法に伐採した場合には罰則が科されることもあった(Harada et al. 2022, 原田・坂田 2020)。しかし、1940 年代になると、人口増加と共に水田や畑地が狭くなり、新たな土地を開拓しようという機運が村で高まり、人々は、クリンチ盆地と同様に、平坦で肥沃な農業適地である RP 地区に移住し、森林を伐採し、農地を開拓し始めた。今でこそ、人々は車の相乗りやバイクで移動しているが、昔は村から半日かけてこの地区に通っていた。現在、多くの人は、公園に隣接した村にも家があり、必要に応じて RP 地区との間を行き来している。

RP 地区に入植する人々は徐々に増加し、特に 1980 年代には移住者の数がピークに達し、それに伴って、RP 地区周辺の森林が開拓され、森林破壊が著しくなった(Habib and Harada 2023)。1990 年代には、行政と NGO からなるチームがこの地域の森林を国立公園に指定するためのプログラムを実施し始めた(Harada et al. 2022, 原田・坂田 2020)。

インドネシアの国有林地は機能に応じて、保護林・保全林・生産林に区分されている。インドネシアの国立公園は保護林に位置づけられ、国立公園内では、地域住民は生産活動を行うことは原則禁止されている。RP 地区はもともとオランダ植民地時代に設置された自然保護区であり、クリンチスプラット国立公園に含まれる予定であった。しかし、すでに多くの人々が入植し、シナモンなどの栽培をしていたために、国立公園の区域からは除外され、企業による生産活動が可能な生産林地に指定された。一方で、国立公園の境界を越えて、農地を拡張することは違法行為とみなされた。しかし、その後も RP 地区への移動による人口増加や開発の圧力により、人々が国立公園内に侵入し、シナモン栽培のための農地を拡大する違法行為は後を絶たなかった。

(3) シナモンによる国立公園の森林破壊

シナモンやロブスタコーヒーの植栽を目的とした国立公園内での違法伐採を防ぐために、国立公園のレンジャーが定期的にパトロールを行っている。時には住人が公園内に建てた作業用

の小屋を焼き払うこともある。しかし、広大な面積の土地をレンジャーだけで監視するには限界があり、人々による違法な活動を完全に食い止められているわけではない。国立公園を横切って、県の中心部と RP 地区をつないでいる道路を、管轄する省庁の許可なく、地方政府が 2010 年に舗装したことも、国立公園への人々の侵入を拡大している要因となっている (Bettinger 2014)。国立公園内に居住している人の中には、国立公園が設定される前から域内に住んでいると主張する者もいた。また、利用された形跡のない土地が、土地には元来所有者が存在し権利が相続されるという考えのもと、国立公園内の土地が非公式に貸し出されたり、売買されたりしている実態も明らかになった。

以前から行われていたシナモン栽培自体は、アグロフォレストリーの農業形態であり、その観点からみれば持続的であるとも考えられるが、これ以上の人々の公園内への侵入を防ぐために、公園外の限られた土地を効率的に利用する必要に迫られている。一方で、人々の元々の村の周辺にある慣習林は人々が代々守ってきた村のおきてに従って持続的に管理されていたため、慣習林の存在が政府によって法的に認められた (Harada et al. 2022)。人々は慣習林は保全するが、国立公園内の森林は違法に開拓するという何とも皮肉な状況になっていた。

2. ブータン

(1) ブータンにおける政府の慣習林への対応

ブータンの落葉採集林の法的位置づけの歴史と落葉採集林に対する住民の権利の変遷についてみてみたい。住民の権利に関しては、落葉採集に関係する法律をもとに、「管理」、「利用」、「売買」、「賃貸」の 4 つに分けて検討した。これら 4 つの権利は、「管理」に関しては各法律に具体的な内容についての記載がないために、実際に住民が行っている実態をもとに、それ以外のものについては、権利に関連する法律 (最高法規、森林法、森林および自然保全法、土地法) での記載に基づいて定義した。「管理」とは落葉採集林の間伐・枝打ち・林床整備・植林といった林内作業やパトロールを、「利用」とは落葉・枯死木・非木材林産物の採集、家畜の放牧、木材伐採、狩猟を、「売買」とは他人との間の落葉採集林の売買を、「賃貸」とは他人との間の落葉採集林の賃貸のことである。また、落葉採集林の所有権とはこれら 4 つのすべてが自由にできる権利のことを指すのに対して、落葉採集林の利用権とは、「利用」のみが可能な権利のことを指す。

1959 年まで、ブータンでは、地域住民の居住地近くの森林は慣習的に管理されており、慣習的な管理の内容は、書面あるいは口頭で規律や規範として受け継がれてきた (Wangchuk, 2001)。このときには、住民は、落葉を採集するだけでなく、森林を伐採したり、森林内で狩猟をしたりしていた (Wangchuk, 2001)。

1959 年以降は、国家による森林管理に関する法律が制定され、落葉採集林も政府による管理が行われる森林の 1 つとして扱われるようになった。1959 年に作成されたブータンの最高法規 (Thrimzhung Chenmo) は、国家による森林管理を規定した最初のものである。この法規では、土地所有制度が策定され、個人や共同体は所有する土地を国家登記簿に登録することが義務づけられた。住民が慣習的に管理してきた落葉採集林も例外ではなかった。国家登記簿には、落葉採集林の所有者名、中央政府によって計測された落葉採集林の面積が明記された。住民は、政府に登録さえすれば落葉採集林の所有権を獲得でき、落葉採集林で落葉・燃料・木材などあらゆるものを採集したり、他人に販売したり貸したりすることもできた。1969 年には森林法 (The Forest Act of 1969) が制定され、ブータン国内の森林はすべて保護林とされ、森林管理の権限が政府にあることが宣言された。そのため、それまであった住民の落葉採集林に対する所有権ははく奪された。所有権に代わり、住民には、落葉採集林を政府に登録することによって、林内での落葉採集の利用権のみが与えられた。森林法によると、利用が許可されている活動としては、落葉や枯死木の採集、家畜の放牧、自家消費用の非木材林産物の採集などであった。一方で利用が禁止されている活動としては、商業用の非木材林産物の採集、樹木の伐採、狩猟などであった。1995 年に制定された森林および自然保全法 (Forest and Nature Conservation Act of Bhutan 1995) においても、落葉採集林は「落葉採集のための森林区域として個人の名前で登録されている土地」と説明されている (Ministry of Agriculture, 1995)。この法律は、1969 年の森林法を改定したものであるため、住民の利用が許可・禁止されている活動は、森林法で記載されている活動とほぼ同じであった。1979 年から 2000 年にまとめられた政府文書をみると、登録者は個人、共同体が対象となること、登録者は落葉を採集し、他人を排除する権利があること、登録者は政府の許可なしに木を伐採できないこと、政府の都合により、落葉採集林の利用権ははく奪されることもあることが記載されている (Dorji et al., 2003)。2007 年までに、ブータン全土で落葉採集林に登録している世帯は 16,141 世帯で、登録された落葉採集林の面積は 21,234 エーカー (8,593ha) であった (Kinga, 2009)。1 世帯当たり、平均 1.31 エーカー (0.53ha) の落葉採集林を慣習的に管理していたことになる。

2007 年に制定された土地法 (The Land Act of Bhutan 2007) によって、落葉採集林をめぐる状況は一変した。落葉採集林の登録制度がなくなることにより、今まで政府への登録によって与えられていた落葉採集林の利用権は無効となった。そのため、住民が保有していた国家登記簿も無効となり、政府はすべての国家登記簿を住民から回収した。代わって、落葉採集林は「落葉の生産、採集のために賃貸される保護林区域」と定義し直された。そのため、法制度上は落葉採集林の存在は消滅した。それに代わって、今まで住民に利用権が与えられていた落葉採集林を、個人や共同体が賃貸林として利用できる許可が与えられた (National Land Commission, 2007)。

すなわち、法制度上は、住民は保護林を賃貸林として利用する許可が与えられていることになる。ただし、土地法で落葉採集林の利用権ははく奪されたものの、実際には、土地法策定後の10年間を法改正に対する住民の反応を把握するための期間と定めた（Bhutan times, 2015; Kuensel, 2016）。そのため、落葉採集林として利用する権利を有していた森林を、住民は今までと同じように合法的に利用することができた。政府が落葉採集林を登録制から賃貸制にした目的は、落葉採集林を必要としない人々から落葉採集林を回収し、本当に必要とする人に賃貸することを通じて、森林を分配すること（Kinga, 2009）、さらには、都市部などで起こっている落葉採集林の商業伐採による森林破壊を防ぎ、森林を持続的に管理することであった。

落葉採集林の賃貸料として、住民は政府に1エーカー（0.40ha）あたり年200ニュルタム支払う必要があった（National Land Commission, 2009）が、賃貸料は住民にとって大きな負担ではなかった。一方、今までのように住民が自らの意志で落葉採集林を利用できるわけではなく、次節で取り上げるように、政府が提示した条件に沿って利用しなければならなくなった。さらに、土地法では、もともとの落葉採集林登録者が落葉採集を農地に転換して利用するのを防ぐために、今まで落葉採集林として利用されていた土地であっても、立木のない土地は落葉採集林として賃貸することが認められなくなった。2007年の土地法により、今まで地域住民に与えられていた落葉採集林の利用権ははく奪されてしまったが、上述の通り10年間の賃貸林制度実施前の猶予期間が定められた。

以上のように、1959年以降、政府による一連の森林管理に関する法整備が実施され、それとともに落葉採集林の法的な位置づけや落葉採集林に対する住民の権利は変化してきた。しかし実際には、落葉採集林の管理・利用を規制する法律があったにもかかわらず、森林を管理するための森林官の人数や資金には限りがあり、完全に落葉採集林をモニタリングすることは不可能であった（Dorji et al, 2003）。また、落葉採集林は住民にとって欠かすことのできない落葉を採取する場所であるがゆえに、政府が住民による落葉採集林の慣習を無視し、法律を強行に実施することができないという事情もあった（Kinga, 2009）。そのため、現在でも地域住民は今までと変わらず落葉採集林を慣習的に管理・利用している。

これらの状況をもとに、本研究では、法制度の改正が行われる中、住民が落葉採集林をどのように管理・利用しているのか、落葉採集林の法制度改正が地域社会にどのような影響をもたらしているのか、法改正に対して住民はどのような意見をもっているのかを明らかにした。

（2）落葉採集

森林での落葉採集は、オーク（*Quercus semecarpifolia* Sm.）が葉を落とす冬の期間の特定の時期（オクダムチでは1～4月、ヨルブでは12月～翌年3月）に行われていた。落葉をかき集める際には、コトラと呼ばれる熊手のような道具が用いられていた。落葉を保存しておくための小屋に運ぶ際にオクダムチでは袋、ヨルブではロープが用いられていた。オクダムチでの落葉採集は隣人の協力を得ながら実施されており、通常は5～7人ほどが集まり、1世帯あたり1シーズンに1回、1回あたり3、4日間かけて世帯を順番に回って落葉採集を行っていた。それ以降は、各世帯が朝か夕方に必要なに応じて落葉を採集していた。一方、ヨルブでは、オクダムチのように林床の整備がされておらず、手入れが行き届いていない状態にある落葉採集をする人もいたが、多くの人は、落葉採集ができる季節の間、必要に応じて落葉採集を行っていた。

採集された落葉は家畜の寝糞として使われ、フンと混ぜられて有機肥料となり、農地に撒かれていた。落葉以外にも、稲わらから有機肥料を生産している人もいた。しかし、地域住民によると、稲わらは有機肥料として農地に撒いても土地と混ざりにくいため使い勝手が悪く、また稲わらだけでは、農業に必要なだけの有機肥料を生産することはできないとのことであった。そのため、住民にとって多くの有機肥料を生産することができる落葉は重要なものであった。2村では落葉や有機肥料は基本的には自家生産・自家消費であったが、ヨルブでは他世帯が十分な量の落葉を採集できなかつたり、有機肥料を生産できなかつたりした場合には、他人から有機肥料を譲渡されることもあった。有機肥料を譲渡された人は、慣習的にお返しとして有機肥料を譲渡してくれた人の農作業の手伝いを数日間行うことになっていた。両村ともに、ほとんどの世帯は肥料が必要であると考えており、また、実際に有機肥料を生産していた。有機肥料を生産せず、また落葉採集をしない世帯（オクダムチの1世帯とヨルブの1世帯）は、化学肥料を用いた農業を行っている世帯や、以前は自分の落葉採集林から落葉を採集し、有機肥料を生産していたが、今は高齢のため農地を人に貸しており、肥料を必要としていない世帯であった。

森林での落葉採集は、オーク（*Quercus semecarpifolia* Sm.）が葉を落とす冬の期間の特定の時期（オクダムチでは1～4月、ヨルブでは12月～翌年3月）に行われていた。落葉をかき集める際には、コトラと呼ばれる熊手のような道具が用いられていた。落葉を保存しておくための小屋に運ぶ際にオクダムチでは袋、ヨルブではロープが用いられていた。オクダムチでの落葉採集は隣人の協力を得ながら実施されており、通常は5～7人ほどが集まり、1世帯あたり1シーズンに1回、1回あたり3、4日間かけて世帯を順番に回って落葉採集を行っていた。それ以降は、各世帯が朝か夕方に必要なに応じて落葉を採集していた。一方、ヨルブでは、オクダムチのように林床の整備がされておらず、手入れが行き届いていない状態にある落葉採集をする人もいたが、多くの人は、落葉採集ができる季節の間、必要に応じて落葉採集を行っていた。

このように、政府によるソクシンに関する法制度とは関係なく、昔から変わらずに落葉採集林を慣習的に利用している実態が明らかになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計21件（うち査読付論文 19件 / うち国際共著 13件 / うちオープンアクセス 14件）

1. 著者名 藍場将司・原田一宏	4. 巻 36
2. 論文標題 地域資源としての大島紬の生産の現状と存続に向けた取組み 奄美大島の事例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 環境情報科学論文集	6. 最初と最後の頁 185-190
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11492/ceispapers.ceis36.0_185	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Harada, K., Wiyono, Munthe, L.	4. 巻 7
2. 論文標題 Production and commercialization of benzoin resin: Exploring the value of benzoin resin for local livelihoods in North Sumatra, Indonesia.	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Trees, Forests and People	6. 最初と最後の頁 100174
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1016/j.tfp.2021.100174	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する
1. 著者名 Harada, K., Habib, M., Sakata, Y., Maryudi, A.	4. 巻 113
2. 論文標題 The role of NGOs in recognition and sustainable maintenance of customary forests within indigenous communities: The case of Kerinci, Indonesia.	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Land Use Policy	6. 最初と最後の頁 105865
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1016/j.landusepol.2021.105865	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する
1. 著者名 原田一宏, 長谷川真弥, グレン・ラタン	4. 巻 67(3)
2. 論文標題 落葉採集林をめぐる森林・土地政策の変遷と地域住民の慣習的な管理・利用 ブータン・ブナカ県の事例より	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 林業経済研究	6. 最初と最後の頁 11-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20818/jfe.67.3_11	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Budiman, I., Fujiwara, T., Harada, K., Sato, N.	4. 巻 27(2)
2. 論文標題 Customary forest managements and its challenges in East Nusa Tenggara, Indonesia: An implication of constitutional court decision 2012.	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Jurnal Manajemen Hutan Tropika	6. 最初と最後の頁 69-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.7226/jtfm.27.2.69	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Dahal, NK., Harada, K., Adhikari, S., Ramesh, PS., Kadel, S.	4. 巻 22(3)
2. 論文標題 Impact of wildlife on food crops and approaches to reducing human wildlife conflict in the protected landscapes of Eastern Nepal	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Human Dimensions of Wildlife	6. 最初と最後の頁 237-289
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1080/10871209.2021.1926601?journalCode=uhdw20	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 Adhikari, S., Harada, K., Dahal, NK, Kandel, S.	4. 巻 1(4)
2. 論文標題 Earthquake impacts on the livelihoods of community forest users in Sindhupalchok District, Nepal, and their perceptions towards forest conservation	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Conservation	6. 最初と最後の頁 327-341
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3390/conservation1040025	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 沖田佳音, 原田一宏	4. 巻 21(2)
2. 論文標題 インドネシアにおける一村一品運動の展開 ジョグジャカルタ特別州ングランگران村のカカオ産業を事例として -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 アジア・アフリカ地域研究	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14956/asafas.21.260	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Liu, G., Feng Y., Xia, M., Lu, H., Guan, R., Harada, K., Zhang, C.	4. 巻 13(3)
2. 論文標題 Framework for Accounting Reference Levels for REDD+ in Tropical Forests: Case Study from Xishuangbanna, China	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Remote Sensing	6. 最初と最後の頁 1-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3390/rs13030416	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 Kandel, S., Harada, K., Adhikari, S., Dahal NK	4. 巻 13(3)
2. 論文標題 Ecotourism 's impact on ethnic groups and households near Chitwan National Park, Nepal	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Journal of Sustainable Development	6. 最初と最後の頁 113-127
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.5539/jsd.v13n3p113	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 Kandel, S., Harada, K., Adhikari, S., Dahal NK., Dhakal, M.	4. 巻 29(1)
2. 論文標題 Local perceptions of forest rules and interactions between rules, ecotourism, and human-wildlife conflicts: Evidence from Chitwan National Park, Nepal	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 TROPICS	6. 最初と最後の頁 25-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3759/tropics.MS19-07	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 早川千尋, カンデル・サロジ, 原田一宏	4. 巻 66(2)
2. 論文標題 ネパールにおける森林政策が地域住民の森林資源利用に果たす役割 チトワン郡のコミュニティフォレストリーとリースホールドフォレストリーを事例として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 林業経済研究	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.20818/jfe.66.2_1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 坂田有実・原田一宏	4. 巻 1
2. 論文標題 シナモン栽培と国立公園のはざままで	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 森林環境2020 特集 暮らしの中の熱帯	6. 最初と最後の頁 36-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 原田一宏・井上真	4. 巻 1
2. 論文標題 総括：連載を通して学んだこと、今後の日常生活への活かし方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 森林環境2020 特集 暮らしの中の熱帯	6. 最初と最後の頁 50-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 藍場 将司、西角 彩貴、原田 一宏	4. 巻 32
2. 論文標題 香川県金刀比羅宮における森林管理と利害関係者の関わり方の現状	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 森林応用研究	6. 最初と最後の頁 3-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.20660/applfor.32.1_3	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Gurung Ratan, Harada Kazuhiro, Dahal Nabin Kumar, Adhikari Sudha, Kattel Om	4. 巻 13
2. 論文標題 The transition of sokshing (leaf litter forest) property rights and management: A case study of Punakha and Wangdue district, Bhutan	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Environmental Challenges	6. 最初と最後の頁 100767-100767
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1016/j.envc.2023.100767	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 Adhikari Sudha, Harada Kazuhiro, Dahal Nabin Kumar, Gurung Ratan	4. 巻 29
2. 論文標題 Scientific forest management practices in Nepal: perceptions of forest users and the impact on their livelihoods	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Journal of Forest Research	6. 最初と最後の頁 159-168
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1080/13416979.2023.2275901	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 Habib Muhammad, Harada Kazuhiro	4. 巻 51
2. 論文標題 Alternative Approach for the Inclusion of Local Communities in Forest Conservation with an Increased Local Livelihood Through Local NGOs Project of Arabica Coffee Plantations in Kerinci, Indonesia	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Human Ecology	6. 最初と最後の頁 1157-1169
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/s10745-023-00458-1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 上田 隆太郎、原田 一宏	4. 巻 69
2. 論文標題 中山間地域における在来作物の栽培の現状と保全戦略 : 長野県飯田市下栗地区の事例より	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中部森林研究	6. 最初と最後の頁 67~72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18999/chufr.69.67	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Aiba Soshi, Harada Kazuhiro	4. 巻 27
2. 論文標題 Current Status, Attitude, and Issues around Preserved Tree Systems, Identified through Surveying the Operators Managing the Trees	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Journal of Forest Planning	6. 最初と最後の頁 11-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.20659/jfp.2021.002	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 市原 純、原田 一宏、森 雅典	4. 巻 ceis35
2. 論文標題 インドネシアにおける地域住民と行政の連携による森林泥炭火災対策	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 環境情報科学論文集	6. 最初と最後の頁 19-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.11492/ceispapers.ceis35.0_19	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計33件(うち招待講演 3件/うち国際学会 12件)

1. 発表者名 安井里緒・岩永青史・安藤和雄・原田一宏
2. 発表標題 ブータンのGNHから考える岐阜県白川町における有機農業の役割
3. 学会等名 第32回日本熱帯生態学会年次大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Habib Muhammad, Kazuhiro Harada
2. 発表標題 Agroforestry of arabica coffee as an alternative local livelihood to reduce impact of forest encroachment in Kerinci Seblat National Park, Indonesia
3. 学会等名 第32回日本熱帯生態学会年次大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Sudha Adhikari, Kazuhiro Harada
2. 発表標題 Impacts of Scientific Forest Management Practices on the livelihood of community forest users, as well as their perceptions on the practice's abolition
3. 学会等名 第32回日本熱帯生態学会年次大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Nabin Kumar Dahal, Kazuhiro Harada
2. 発表標題 Compensation and coexistence efforts to reduce the impact of Human Wildlife Conflict in the Koshi Tappu Wildlife Reserve, Nepal
3. 学会等名 第32回日本熱帯生態学会年次大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Faiza Sarwar, Kazuhiro Harada
2. 発表標題 The Contribution of Non-timber Forest Products to household income and Forest Conservation in Neelum Valley, Kashmir, Pakistan
3. 学会等名 第32回日本熱帯生態学会年次大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Kazuhiro Harada and Wiyono
2. 発表標題 From conflict to recognition of customary forest in North Sumatra, Indonesia: exploring nexus among local people, local government and a pulp and paper company
3. 学会等名 IUFRO 3. 08.00 Small Scale Forestry International Conference 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Ratan Gurung, Kazuhiro Harada
2. 発表標題 Traditional knowledge and practices for the sustainable management of sokshing (leaf litter forest) and its challenges under the contemporary forest policies in Bhutan
3. 学会等名 IUFRO 3. 08.00 Small Scale Forestry International Conference 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Sudha Adhikari, Kazuhiro Harada
2. 発表標題 Chaning Forest Management Practices Impacts on the Community Forest User's Livelihood in Nepal
3. 学会等名 IUFRO 3. 08.00 Small Scale Forestry International Conference 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 原田一宏, Gurung, R.
2. 発表標題 落葉採集林に関する森林・土地政策は地域住民の慣習的な管理・利用を変えたのか ブータン・プナカ県の事例
3. 学会等名 第32回日本熱帯生態学会年次大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Adhikari, S., Harada, K.
2. 発表標題 Scientific Forest Management Practices in the Community Forest in Nepal
3. 学会等名 第32回日本熱帯生態学会年次大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Gurung, R., Harada, K.
2. 発表標題 Implication of national forest and land legislation and property rights of customary leaf litter forest (Sokshing): Case from central Bhutan
3. 学会等名 The 20th Common Wealth Forestry Conference (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Adhikari, S., Kazuhiro Harada
2. 発表標題 Impacts of Scientific Forest Management Practices on Forest User's Livelihood (A case study from community forest in Lumbini Province Nepal)
3. 学会等名 The 20th Common Wealth Forestry Conference (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Dahal, NK., Harada, K.
2. 発表標題 Conservation benefits globally costs locally: A case study of wildlife impact on food security in Koshi Tappu Wildlife Reserve, Nepal
3. 学会等名 The 20th Common Wealth Forestry Conference (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Harada, K., Mo
2. 発表標題 The role of local people to support sustainable forest management in protected area
3. 学会等名 International Webinar "Participation of Local People on Sustainable Forest Management" with sub theme 'The Role of Local People to Support Sustainable Forest Management in Protected Area' (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 グルン・ラタン, 原田一宏
2. 発表標題 Transition in Forest Property Rights and Manegement Regime over Sokshing (Leaf Litter Forest): Case from Punakha and Wangdue District in Bhutan
3. 学会等名 第30回日本熱帯生態学会年次大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 沖田佳音, 原田一宏
2. 発表標題 インドネシア・ジョグジャカルタ特別州におけるカカオを用いた地域振興
3. 学会等名 第30回日本熱帯生態学会年次大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 ダハル・ナビン, 原田一宏
2. 発表標題 Impacts of Wildlife on food crops and the approaches to reduce human wildlife conflict in protected landscapes of Eastern Nepal
3. 学会等名 第30回日本熱帯生態学会年次大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 北山舜, 原田一宏, 岩永青史
2. 発表標題 合法木材をめぐる国際社会の動向とインドネシアにおける木材合法性証明システムの課題
3. 学会等名 林業経済学会 2020年秋季大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 原田一宏, Ugyen Penjor, Sonam Phuntsho, Kattel, ON.
2. 発表標題 ブータンにおける木材・非木材産物の持続的な管理
3. 学会等名 第29回日本熱帯生態学会年次大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Harada, K., Sakata, Y., Wiyono
2. 発表標題 How can traditional knowledge for managing forests be legally ensured by government? Collecting Styrax benzoin tap and conflicts of land tenure in customary forest in North Sumatra, Indonesia
3. 学会等名 International Union of Forest Research Organization(IUFRO) 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Harada, K., Katel, ON., Phuntsho, S.
2. 発表標題 Local initiatives for strengthening community forest management of Jigme Dorji National Park in Bhutan
3. 学会等名 International Union of Forest Research Organization(IUFRO) 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Harada, K.
2. 発表標題 Traditional use of NTPFs and the right of access to NTPFs in Bhutan and Indonesia, The 3rd international conference in agroforestry,
3. 学会等名 The 3rd international conference in agroforestry (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 長谷川真弥, 原田一宏, Om Katel
2. 発表標題 ブータン森林政策の変化と慣習林の行方
3. 学会等名 第29回日本熱帯生態学会年次大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 沖田佳音, 原田一宏
2. 発表標題 インドネシアの農村における小規模カカオ産業による地域振興効果
3. 学会等名 第131回日本森林学会大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 原田一宏
2. 発表標題 アジア・アフリカの保護地域における野生動物と地域住民の関係を考える
3. 学会等名 動物園参加型研修会（招待講演）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 原田一宏・藍場将司・Waezzada Abdul lah
2. 発表標題 エコツーリズムによる生態系への影響を軽減するための利用規制 奄美大島と西表島の事例
3. 学会等名 日本熱帯生態学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Lina Dwi Lestari, Budiadi, Wiyono, Moch Sofiyullah, Suyanto, Kazuhiro Harada
2. 発表標題 Are farming in state-owned forests and private forests profitable for smallholders? Lesson learned from Java Island, Indonesia
3. 学会等名 日本熱帯生態学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Habib Muhammad, Kazuhiro Harada
2. 発表標題 Mapping the encroachment typology as a foundation for national park management; Case study of Kerinci Seblat National Park, Indonesia
3. 学会等名 日本熱帯生態学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 藍場将司・原田一宏
2. 発表標題 地域資源管理の観点からみたアマミノクロウサギの保全活動
3. 学会等名 地域活性学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 藍場将司・ワエズザダ サエド アブドゥラ・原田一宏
2. 発表標題 奄美群島におけるエコツアーガイド認定制度の検証
3. 学会等名 林業経済学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 藍場将司・原田一宏
2. 発表標題 現地視察報告：インドネシアジョグジャカルタ特別州におけるキノコ栽培の地域的意義
3. 学会等名 国際協力セミナー2023 名古屋大学によるJICAとの国際協力事業（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 上田隆太郎・原田一宏
2. 発表標題 山村の雑穀栽培及び利用方法の把握－石川県白峰の3種類の雑穀を事例に－
3. 学会等名 日本森林学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 藍場将司・原田一宏
2. 発表標題 Oshima Tsumugi as Forest Culture and Factors Related to its Survival
3. 学会等名 International Research Meeting of Forest Culture Science in East Asia (国際学会)
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 Katel, O, Gurung, DB., Harada, K., Schmidt-Vogt, D.	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 816
3. 書名 Water Security in Asia Opportunities and Challenges in the Context of Climate Change	

1. 著者名 原田一宏, 坂田有実	4. 発行年 2020年
2. 出版社 森林行政と慣習林	5. 総ページ数 33
3. 書名 「森林行政と慣習林」島田弦編著 『アジアの法整備叢書 インドネシア：民主化とグローバリゼーションへの挑戦』	

1. 著者名 原田一宏	4. 発行年 2022年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 361
3. 書名 環境社会学事典	

1. 著者名 Inoue, M., Harada, K., Yokota, Y. Abrar, JM.	4. 発行年 2021年
2. 出版社 University of Tokyo Press	5. 総ページ数 318
3. 書名 Participatory Forest Management in a New Era: Integration of Rural Development and Climate Change	

〔産業財産権〕

〔その他〕

https://nagoya-u-agr-fru.jimdofree.com/%E7%A0%94%E7%A9%B6%E6%A5%AD%E7%B8%BE/

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------